



金沢市公報

第2460号の3

平成16年(2004年)9月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
規 則		金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (工業振興課) 15
金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例施行規則 (長寿福祉課)	1	クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 16
金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則 (市民課)	2	金沢市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 (再開発課) 21
職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (職員課)	2	訓令甲
金沢卯辰山工芸工房条例施行規則等の一部を改正する規則 (行政改革推進課)	3	職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正について (職員課) 23

規 則

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例施行規則をここに公布する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第70号

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例(昭和54年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家(以下「センター等」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センター等の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める日

(指定管理者の指定の申出)

第4条 条例第9条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市地域老人福祉センター等指定管理者指定申出書(別記様式)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第9条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) センター等の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款
- (3) 登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

金沢市地域老人福祉センター等指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

印

次の施設の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。
指定を受けようとする施設の名称

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 施設の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款
- (4) 登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第71号

金沢市市民センター等設置規則の一部を改正する規則

金沢市市民センター等設置規則（平成13年規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表金沢市浅川市民センターの項を次のように改める。

金沢市浅川市民センター	金沢市田上第5土地区画整理事業地14街区4番地
-------------	-------------------------

附 則

この規則は、平成16年10月4日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第72号

職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2市長の事務部局の項中「文化スポーツ局長 金沢21世紀美術館建設事務局長」を「文化スポーツ局長」に改める。

(金沢市財務規則の一部改正)

第2条 金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第57条第1項ただし書中「共通観覧券」の次に「、前売り券及び優待券」を加え、同項第2号中「金沢湯涌創作の森」の次に「、金沢21世紀美術館」を、「観覧料」の次に「、金沢21世紀美術館の特別観覧料」を加える。

(金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第3条 金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成8年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

都市政策部	企画調整課 東京事務所 調査統計室 市街地活性化推進室 広域行政推進課 行政改革推進課 交通政策課 情報政策課	を
文化スポーツ局	国際文化課 文化施設整備室 スポーツ振興課 文化財保護課 埋蔵文化財センター	
金沢21世紀美術館建設事務局	総務課	

都市政策部	企画調整課 東京事務所 調査統計室 市街地活性化推進室 広域行政推進課 行政改革推進課 交通政策課 情報政策課	に
文化スポーツ局	国際文化課 文化施設整備室 スポーツ振興課 文化財保護課 埋蔵文化財センター	

改める。

第3条第3項を削る。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月9日から施行する。

金沢卯辰山工芸工房条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第73号

金沢卯辰山工芸工房条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢卯辰山工芸工房条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢卯辰山工芸工房条例施行規則（平成元年規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第5条中「工芸工房」を「金沢卯辰山工芸工房（以下「工芸工房」という。）」に改める。

第11条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申出)

第11条 条例第17条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢卯辰山工芸工房指定管理者指定申出書（様式第6号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第17条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工芸工房の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号（第11条関係）

金沢卯辰山工芸工房指定管理者指定申出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

申出者 所在地
 団体名
 代表者氏名

印

金沢卯辰山工芸工房の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢卯辰山工芸工房の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（金沢市民芸術村条例施行規則の一部改正）

第2条 金沢市民芸術村条例施行規則（平成8年規則第82号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定の申出）

第14条 条例第17条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市民芸術村指定管理者指定申出書（様式第5号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第17条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 芸術村の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第14条関係）

金沢市民芸術村指定管理者指定申出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

申出者 所在地
 団体名
 代表者氏名

印

金沢市民芸術村の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市民芸術村の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市牧山ガラス工房条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市牧山ガラス工房条例施行規則(平成11年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

第10条 条例第15条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市牧山ガラス工房指定管理者指定申出書(様式第4号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第15条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ガラス工場の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第10条関係)

金沢市牧山ガラス工房指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

印

金沢市牧山ガラス工場の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市牧山ガラス工場の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市おしがはら工房条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市おしがはら工房条例施行規則(平成12年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

第10条 条例第15条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市おしがはら工房指定管理者指定申出書(様式第4号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第15条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) おしがはら工場の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第10条関係)

金沢市おしがはら工房指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

印

金沢市おしがはら工房の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市おしがはら工房の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢湯涌創作の森条例施行規則の一部改正)

第5条 金沢湯涌創作の森条例施行規則(平成15年規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条中「、創作の森」を「、金沢湯涌創作の森(以下「創作の森」という。)」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申出)

第16条 条例第18条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢湯涌創作の森指定管理者指定申出書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第18条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 創作の森の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第16条関係)

金沢湯涌創作の森指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

印

金沢湯涌創作の森の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢湯涌創作の森の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第1項中「駐車場」を「自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)」に改める。

本則に次の3条を加える。

第11条 条例第14条第1項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市自転車等駐車場指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第14条第1項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 駐車場の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第12条 条例第14条第3項の規定に基づき指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める期間内に、前条第1項の申出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、条例第14条第3項の事業計画書のほか、前条第2項各号に掲げる書類のうち、市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第11条、第12条関係)

金沢市自転車等駐車場指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

次の自転車等駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

指定を受けようとする自転車等駐車場の名称

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 自転車等駐車場の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢職人大学設置条例施行規則の一部改正)

第7条 金沢職人大学設置条例施行規則(平成8年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条中「、大学校」を「、金沢職人大学校(以下「大学校」という。)」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

第7条 条例第12条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢職人大学校指定管理者指定申出

書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大学校の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第7条関係)

金沢職人大学校指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地
 団体名
 代表者氏名

印

金沢職人大学校の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢職人大学校の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市異業種研修会館条例施行規則の一部改正)

第8条 金沢市異業種研修会館条例施行規則(平成11年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条中「、異業種研修会館」を「、金沢市異業種研修会館(以下「異業種研修会館」という。)」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 条例第14条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市異業種研修会館指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第14条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 異業種研修会館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (3) 登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

区 分	単 位	金 額
パーソナルコンピューター	1台	1時間につき105円

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第9条関係)

金沢市異業種研修会館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所 在 地
 団 体 名
 代表者氏名

印

金沢市異業種研修会館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市異業種研修会館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (4) 登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(食肉流通センター条例施行規則の一部改正)

第9条 食肉流通センター条例施行規則(昭和53年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条 条例第3条第2項に規定する冷蔵及び冷凍保管施設から枝肉の搬出をすることができる時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

区 分	時 間
(1) 1月5日から11月30日までの間の土曜日、12月1日から同月29日までの間の日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)	午前6時から午後4時30分まで
(2) 前号に掲げる日以外の日	午前6時から午後6時まで

第3条 条例第3条第2項に規定する獣畜の搬入の受付を行う時間は、午後1時から午後8時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条第1項中「冷蔵」を「条例第3条の2第2項に規定する冷蔵」に改め、「、第2条の規定にかかわらず」を削り、同条第2項を削る。

第5条第1項中「獣畜」を「条例第3条の2第2項に規定する獣畜」に改め、「、第2条の規定にかかわらず」を削り、同条第2項を削る。

本則に次の2条を加える。

第7条 条例第8条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、石川県金沢食肉流通センター指定管理者指定申出書(別記様式)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第8条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) センターの管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則の次に次の1様式を加える。

別記様式(第7条関係)

石川県金沢食肉流通センター指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所 在 地
 団 体 名

石川県金沢食肉流通センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 石川県金沢食肉流通センターの管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則の一部改正)

第10条 金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則(平成8年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条中「、福祉館」を「、金沢市松ヶ枝福祉館(以下「福祉館」という。)」に改める。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申出)

第11条 条例第12条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市松ヶ枝福祉館指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 福祉館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款
- (3) 登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第11条関係)

金沢市松ヶ枝福祉館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

金沢市松ヶ枝福祉館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市松ヶ枝福祉館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款
- (4) 登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢福祉用具情報プラザ条例施行規則の一部改正)

第11条 金沢福祉用具情報プラザ条例施行規則(平成14年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条中「福祉用具情報プラザ」を「金沢福祉用具情報プラザ(以下「福祉用具情報プラザ」という。)」に改める。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申出)

第11条 条例第12条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢福祉用具情報プラザ指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 福祉用具情報プラザの管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款
- (3) 登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第11条関係)

金沢福祉用具情報プラザ指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

金沢福祉用具情報プラザの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢福祉用具情報プラザの管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款
- (4) 登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市福祉作業センター条例施行規則の一部改正)

第12条 金沢市福祉作業センター条例施行規則(昭和49年規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「作業センター」を「金沢市福祉作業センター」に、「別記様式」を「様式第1号」に改め、同条を第2条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

第3条 条例第11条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市福祉作業センター指定管理者指定申出書(様式第2号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第11条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 金沢市福祉作業センターの管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第5条を削り、第6条を第4条とする。

別記様式中「(第4条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第3条関係)

金沢市福祉作業センター指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

次の金沢市福祉作業センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。
指定を受けようとする施設の名称

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市福祉作業センターの管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市生きがい情報作業センター条例施行規則の一部改正)

第13条 金沢市生きがい情報作業センター条例施行規則(平成11年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

第4条 条例第12条第1項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市生きがい情報作業センター指定管理者指定申出書(様式第4号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第1項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 生きがい情報作業センターの管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第6条を第5条とする。

様式第1号から様式第3号までの規定中「(第4条関係)」を「(第2条関係)」に改める。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第4条関係)

金沢市生きがい情報作業センター指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

次の生きがい情報作業センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。
指定を受けようとする生きがい情報作業センターの名称

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 生きがい情報作業センターの管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市障害児通園施設条例施行規則の一部改正)

第14条 金沢市障害児通園施設条例施行規則(昭和53年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条第1項中「ひまわり教室」を「金沢市障害児通園施設ひまわり教室(以下「ひまわり教室」という。)」に改める。

第6条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申出)

第6条 条例第11条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市障害児通園施設ひまわり教室指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第11条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ひまわり教室の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款
- (3) 登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第6条関係)

金沢市障害児通園施設ひまわり教室指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

印

金沢市障害児通園施設ひまわり教室の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市障害児通園施設ひまわり教室の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款
- (4) 登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市駅前広場条例施行規則の一部改正)

第15条 金沢市駅前広場条例施行規則(昭和40年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(という。)第10条の規定に基づき必要な事項を定めることを目的」を「(という。)の施行に関し、必要な事項を定めるもの」に改め、同条の次に次の2条を加える。

第1条の2 条例第1条の3に規定する自家用車駐車場(以下「自家用車駐車場」という。)を利用する者は、入場するときは駐車券発行機から駐車券(様式第1号)を抜き取り、出場するときは料金精算機に当該駐車券を挿入して当該料金精算機に表示された自家用車駐車場の使用料の額を納付しなければならない。

第1条の3 駐車券を紛失した者は、駐車券紛失届(様式第1号の2)を市長に提出し、係員の指示に従わなければならない。

第2条第1項中「様式第1号」を「様式第1号の3」に改める。

本則に次の3条を加える。

第5条 本市は、自家用車駐車場における次に掲げる損害については、一切その賠償責任を負わない。

- (1) 天災その他の不可抗力により生じた損害

- (2) 自家用車駐車場を利用する者の責めに帰すべき事由により引き起こされた衝突、接触その他の事故についての損害
- (3) 本市の責めに帰さない事由により生じた積載物及び車内の物品等に関する損害
- (4) その他本市の責めに帰さない事由により生じた損害

第6条 条例第12条第1項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢駅西広場指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第1項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 金沢駅西広場の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号を様式第1号の3とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第1号(第1条の2関係)

<p>金沢駅西広場</p> <p>自家用車駐車場</p> <p>(この欄には、電話番号を記入すること。)</p> <p>入出場時間 0 : 00 ~ 24 : 00</p> <p>駐 車 券</p> <p>(この欄には、注意事項を記入すること。)</p>

様式第1号の2(第1条の3関係)

<p>駐車券紛失届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 金沢市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>駐車券を紛失したので、金沢市駅前広場条例施行規則第1条の3の規定により届け出ます。 なお、入場時刻は次のとおりです。</p>

入場時刻	年 月 日 時 分
------	-----------

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第6条関係)

金沢駅西広場指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

印

金沢駅西広場の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢駅西広場の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市公園条例施行規則の一部改正)

第16条 金沢市公園条例施行規則(昭和39年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第16条第1項」を「第16条第3項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 金沢市駅前広場自家用車駐車場管理規則(平成3年規則第29号)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の金沢市駅前広場自家用車駐車場管理規則第5条の規定により交付されている駐車券は、第15条の規定による改正後の金沢市駅前広場条例施行規則第1条の2に規定する駐車券とみなす。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第74号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則(昭和58年規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表第2 指定事業の項を次のように改める。

指定事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号。以下「令」という。)第2条第1項第2号口及び第3号に掲げる事業
------	---

別表第2助成金の額及びその限度額の項中

令第3条第1項第1号に掲げる事業のうち、一の団地に集団して工場、事業場、店舗その他の施設を設置する事業（以下「団地工場等集団化事業」という。）に係るもの 令第3条第1項第1号に掲げる事業のうち、団地工場等集団化事業以外の事業及び同項第4号口に掲げる事業に係るもの
--

を

令第2条第1項第3号に掲げる事業のうち一の団地に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業（以下「団地工場等集合化事業」という。）に係るもの 令第2条第1項第2号口に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち団地工場等集合化事業以外の事業に係るもの
--

に、「組員」を「組員又は所属員」に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第75号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和40年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年厚生省令第35号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第2条中「開設届」を「開設の届出」に、「様式第1号」を「クリーニング所開設届（様式第1号）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第5条第2項の規定による営業の開始の届出は、無店舗取次店営業開始届（様式第2号）によるものとする。第3条及び第4条を削る。

第2条の2中「様式第1号の2」を「様式第7号」に、「様式第1号の3」を「様式第8号」に、「様式第1号の4」を「様式第9号」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

第3条 法第5条第3項の規定によるクリーニング所の開設に係る届出事項の変更又は法第5条第2項の営業の開始に係る届出事項の変更の届出は、クリーニング所・無店舗取次店届出事項変更届（様式第3号）によるものとする。

2 法第5条第3項の規定によるクリーニング所の廃止又は法第5条第2項の営業の廃止の届出は、クリーニング所・無店舗取次店廃止届（様式第4号）によるものとする。

第4条 法第5条の2の規定による確認を受けた者に対しては、クリーニング所開設検査確認証（様式第5号）を交付する。

2 前項の開設検査確認証の交付を受けた者は、クリーニング所内の見やすい場所に、これを掲示しなければならない。

3 法第5条第2項の規定による届出を行った者に対しては、省令第1条の2第2号に規定する無店舗取次店ごとに、無店舗取次店届出済証（様式第6号）を交付する。

4 前項の無店舗取次店届出済証の交付を受けた者は、当該無店舗取次店にこれを備え付けるとともに、利用者等の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

様式第1号中「金沢市長 様」を「(あて先) 金沢市長」に、

氏名生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
--------	-------	-------	-------

を

氏 名	年 月 日	年 月 日	年 月 日
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

に、

「登録年月日」を「免許登録年月日」に改め、同様式の備考第2項に次の1号を加える。

- (3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
- ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

様式第1号の2から様式第1号の4までを削る。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号(第2条関係)

無店舗取次店営業開始届

年 月 日

(あて先) 金沢市長

営業者 本 籍 (県名)

住 所

氏 名

印

(営業者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。)

年 月 日生

電話番号

次のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。

無店舗取次店	名称	
	業務用車両の保管場所及び自動車登録番号 又は車両番号	
	営業区域	
	営業開始予定年月日	年 月 日
	業務用車両の構造の概要	別添のとおり
	クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗たく物	1 取り扱う 2 取り扱わない
	従事者数	人
	クリーニング師	クリーニング師
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
本籍地(県名)		
住所		
免許取得県名		
免許登録番号	第 号	第 号
免許登録年月日	年 月 日	年 月 日

備考

- 1 営業者の住所及び氏名欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 自動車検査証の写し
 - (2) 業務用車両の構造の概要書
 - (3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取

次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称

イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

ウ 従事者数

エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

様式第3号(第3条関係)

クリーニング所
無店舗取次店 届出事項変更届

年 月 日

(あて先) 金沢市長

開設者又は営業者 住 所
氏 名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日生

次のとおり届出事項を変更したので、クリーニング業法第5条第3項の規定により届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店	名称	
	所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号	
変更事項		
変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更事項がクリーニング師に係るもの場合は、次の事項を記載してください。		
	クリーニング師	クリーニング師
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
本籍地(県名)		
住所		
免許取得県名		
免許登録番号	第 号	第 号
免許登録年月日	年 月 日	年 月 日

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 営業者の氏名の変更の場合は戸籍謄本又は抄本、法人の場合は法人登記簿謄本
- (2) 施設の構造の変更の場合は、施設平面図
- (3) 洗濯機等の主要設備を変更した場合は、そのカタログ等の写し
- (4) 新たにクリーニング師を雇用した場合は、クリーニング師免許証の写し
- (5) 無店舗取次店の業務用車両を変更した場合は、自動車検査証の写し

様式第4号中「第4条関係」を「第3条関係」に、「クリーニング所廃止届」を「クリーニング所 無店舗取次店 廃止届」に、「金沢市長 様」を「(あて先) 金沢市長」に、「クリーニング営業」を「次のとおり営業」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に、

クリーニング所	所在地	
	名称	

を

クリーニング所又は無店舗取次店	名称		に
	所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号		

改め、同様式の備考第2項中「開設検査確認証」を「クリーニング所開設検査確認証又は無店舗取次店届出済証」に改め、同様式の次に次の5様式を加える。

様式第5号(第4条関係)

第 号	クリーニング所開設検査確認証
下記のクリーニング所の構造設備については、クリーニング業法第3条の規定に適合していることを確認する。	
記	
1 開設者の住所及び氏名	
2 クリーニング所の名称及び所在地	
年 月 日	金沢市長 印

様式第6号(第4条関係)

第 号	無店舗取次店届出済証
下記の者及び車両は、クリーニング業法第5条第2項の規定に基づく届出を行った無店舗取次店の営業者及び業務用車両であることを証する。	
記	
1 営業者の住所及び氏名	
2 無店舗取次店の名称並びに業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号	
年 月 日	金沢市長 印

様式第7号(第5条関係)

相続営業者地位承継届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住 所

氏 名

印

年 月 日生

被相続人との続柄

届出者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。

次のとおり営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

被相続人	住所	
	氏名	

クリーニング所又は無店舗取次店	名称	
	所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号	
種別	1 一般クリーニング所 2 リネンサプライ業 3 取次所 4 無店舗取次店 5 その他 ()	
相続開始年月日	年 月 日	
備考		

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

様式第8号(第5条関係)

合併営業者地位承継届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

印

(届出者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。)

次のとおり営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地	
	名称及び代表者氏名	
	主たる事務所の所在地	
	名称及び代表者氏名	
クリーニング所又は無店舗取次店	名称	
	所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号	
種別	1 一般クリーニング所 2 リネンサプライ業 3 取次所 4 無店舗取次店 5 その他 ()	
合併年月日	年 月 日	
備考		

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本
- (2) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称

- イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
- 様式第9号(第5条関係)

分割営業者地位承継届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

印

届出者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。

次のとおり営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名称及び代表者氏名	
クリーニング所又は無店舗取次店	名称	
	所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号	
種別	1 一般クリーニング所 2 リネンサプライ業 3 取次所 4 無店舗取次店 5 その他 ()	
分割年月日	年 月 日	
備考		

備考

次の書類を添付してください。

- (1) 分割により営業を承継した法人の登記簿謄本
- (2) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

金沢市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第76号

金沢市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市自動車駐車場条例施行規則(平成2年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「財団法人金沢まちづくり財団理事長(以下「理事長」という。)」を「市長」に改める。

第4条中「理事長」を「市長」に改める。

第5条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「理事長」を「市長」に改める。

第6条第2項第1号中「自動車駐車場」を「金沢駅東駐車場又は武蔵地下駐車場」に改める。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

第8条 本市は、次に掲げる損害については、一切その賠償責任を負わない。

- (1) 天災その他の不可抗力により生じた損害
- (2) 利用者の責めに帰すべき事由により引き起こされた衝突、接触その他の事故についての損害
- (3) 本市の責めに帰さない事由により生じた積載物及び車内の物品等に関する損害
- (4) その他本市の責めに帰さない事由により生じた損害

第9条 条例第16条第1項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市自動車駐車場指定管理者指定申出書(様式第9号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第16条第1項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自動車駐車場の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

その1

金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の駐車券

駐 車 場
入 出 場 時 間
駐 車 券
(この欄には、注意事項等を記入すること。)

その2

金沢市役所・美術館駐車場の駐車券

駐 車 券
金沢市役所・美術館駐車場
(この欄には、注意事項等を記入すること。)

様式第5号中 「財団法人金沢まちづくり財団
理事長 様」を「(あて先) 金沢市長」に改め、「私は、駐車券」を「駐車券」に、
「紛失しました」を「紛失した」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

様式第6号及び様式第7号中 「財団法人金沢まちづくり財団
理事長 様」を「(あて先) 金沢市長」に改める。

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第9号 (第9条関係)

金沢市自動車駐車場指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

印

次の自動車駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。
指定を受けようとする自動車駐車場の名称

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 自動車駐車場の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び様式第1号の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成16年10月9日から施行する。
- 2 金沢市庁舎内駐車場管理規則(昭和58年規則第9号)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の金沢市庁舎内駐車場管理規則第4条の規定により交付されている金沢市庁舎内駐車場駐車券は、改正後の金沢市自動車駐車場条例施行規則第2条に規定する駐車券とみなす。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第9号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程(昭和47年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

第1項中「、金沢21世紀美術館建設事務局」を削る。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

平成16年(2004年)9月21日 印刷
平成16年(2004年)9月21日 発行

定価 100円

発行人
発行所
印刷者
印刷所

石川県金沢市玉銚4丁目166番地
石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄